

◆◇◆町外からの区域外に関して◆◇◆

野辺地町立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（平成二十七年十二月二十八日 教育委員会規則第一号）より抜粋

（区域外就学の申請）

第五条 野辺地町以外に住所を有する児童等の保護者が、当該児童等を町内の小中学校に就学させようとするときは、区域外就学許可申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、教育委員会に申請し承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請について、別表第3に規定する許可基準に該当すると認めるときは、当該児童等の住所の有する市町村の教育委員会と協議し、同意を得たうえで区域外就学許可通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

別表第3（第5条関係）

区域外就学許可基準

	理由	内容	承認期間	添付書類
1	住居に関する理由	◇町外に転出した後、引き続き転出前の住所が有する通学区域の学校へ就学を希望する場合	◇最終学年の場合 卒業するまでの期間 ◇最終学年以外の場合 当該学年終了まで	◇住民票謄本
		◇住居の新築・増築等一時的に町外に転出するが、そのまま在籍校に就学を希望する場合	◇住居が完成するまでの期間	◇住民票謄本 ◇建築確認申請書の写し ◇工事請負契約書の写し等
		◇1年以内に町内に転入予定のため、あらかじめ転入先の学校に通学させたい場合	◇転入予定までの期間	◇賃貸借契約書の写し等 ◇売買契約書の写し
2	家庭に関する理由	◇保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、父母の勤務先や祖父母宅等で保護者が帰宅するまで過ごすことを常態としている等、下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合	◇内容の状態が終了するまで	◇住民票謄本 ◇保護者の就労証明書等 ◇預かる者の承諾書等

2		◇家庭の事情により、住民票の異動が困難であるが、実際に居住している通学区域の学校へ通学を希望する場合	◇年度末まで	◇居住を証明するもの ◇民生委員の意見書等
		◇本人の兄弟姉妹が就学している学校を希望する場合	◇卒業まで	◇事実がわかる書類
3	身体的理由	◇心身の障害や疾患、長期通院等の事由により、通学・通院等の利便性を考慮する必要があると認められる場合	◇内容の状態が解消するまで	◇医師の診断書及び校長の意見書等
4	教育的配慮	◇「いじめ」「不登校」等により、在籍校への通学について考慮する必要があると認めた場合	◇卒業まで	◇校長の意見書等
		◇指定校に希望する部がないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由により、その部がある学校を希望する場合	◇卒業まで	
		◇転出で、直ちに学校が変わる事が児童生徒の心身に多大な影響を及ぼすと懸念される場合	◇学期末・学年末まで	◇住民票謄本 ◇校長の意見書
5	その他	◇前各項に掲げられるもののほか、特に配慮すべき相当の理由があると認められる場合	◇理由が解消されるまで	◇校長の意見書等教育委員会が求める書類